

坂本龍馬の死

— 言論と暴力 —

石  
尾  
芳  
久

目次

- 一、慶応三年十一月十五日、坂本龍馬、中岡慎太郎の暗殺
- 二、十月十四日の大政奉還直前の龍馬と後藤との対立
- 三、「船中八策」と「薩土盟約」との根本的相違
- 四、伝統的政權委任と命令的政權委任
- 五、五十両のアイデア料

## 一、慶応三年十一月十五日、坂本龍馬、中岡慎太郎の暗殺

兩名の暗殺に関する従来の見解としては、十五日夜九時すぎ幕府見廻組の手により暗殺され、龍馬は即死であり、中岡は二日後の十七日に絶命したのであるが、暗殺者は、見廻組の一人である今井信郎であり、その供述書が明治期に公にされている、ということである（平尾道雄『龍馬のすべて』）。しかし、その供述書においても、誰が暗殺を指令したかという最も重要な点は、不明である。

最近、『土佐史談』にのせられた西尾秋風氏の「淡海槐堂ぢまひかいたうと土佐稲荷の謎―坂本竜馬暗殺秘帖―」という注目すべき論文によれば、龍馬が暗殺された近江屋に近接（五〇メートル）したところに土佐稲荷と俗称された岬神社があり、これは土佐藩邸の一角であるが、土佐稲荷参詣者のために通行を許可していたという。西尾秋風氏は「幕府役人も手を入れることはできない」大名屋敷の一部に、「一般町民が自由に出入できる場所があった、ということは、全く意外なこと」であるとされ、ここに暗殺集団が集結していたと推測されている。この事實は、極めて重要なことを示唆する。「幕府役人も手を入れることはできない」とすれば、暗殺集団（見廻組）の集結をも、土佐稲荷の参詣者として黙認するという土佐藩そのものの立場、少くとも暗殺を厳戒するという立場をとらなかつた立場を明示するものがあるからである。

龍馬の暗殺に対して土佐藩の態度は極めて冷淡であった。この事實は最近公刊された『山内家史料』に「然ニ此者兩人とも近頃之情勢ニ付寛大之意を以黙許せしと雖とも元御国脱走之事故未御国之命令を以兩人とも復籍の事ニも相成ず其儘ニ致し有之故表向不關係候事」と記してあることよって明白である。土佐藩の態度が冷淡であるというこ

とについては、西郷隆盛がすでに批判するところがあつた。脱藩の士であるといっても、龍馬はすでに勝海舟の尽力により脱藩の罪を赦免する指示を山内容堂から得ている。また、この年すなわち慶応三年の九月、すなわち龍馬が最後に帰郷したときには、「船中八策」に対するアイデア料として藩主より五十両を拝領しており、海援隊陸援隊が藩の軍に準ずる軍事集団として公認されていたことは、周知の事柄である。脱藩の士であるというきめつけは、全く問題とならない。「表向不関係候事」の方便として、すなわち、龍馬の暗殺については土佐藩としては関係したくないという理由づけとして、脱藩の士ということをもちだしているにすぎないのである。

しかも、暗殺の直前の十一月十三日には、後にのべるように、龍馬の「船中八策」を換骨奪胎して薩土盟約、あるいは政権返上の建白書に利用した後藤象二郎が、容堂の深い信任を受けて、知行七百石、御奉行加役に任命されるという破格の抜擢を受けていたのである。この点にも問題があると考えられる。

龍馬の死を最も惜しんだ人は、岩倉具視である。岩倉具視は大久保利通への手紙において「坂（本龍馬）横死云々臣も実に遺憾切齒之至り、何卒真先に復讐し度ものに候。（十一月一九日付）」とのべ、また、『岩倉公実記』にも「具視曰ク噫何物ノ鬼恠カ予ノ一臂ヲ奪フ之ヲ哭シテ慟ス」とある。これに対する大久保の岩倉あての手紙（十一月一六日）には、「坂本中岡異変之儀ニ付早々御示諭被<sub>レ</sub>為下<sub>二</sub>実不堪<sub>一</sub>遺憾ニ次第奉<sub>レ</sub>存候」とあり、更に十一月十九日の手紙には「実ニ自滅（幕府の）ヲ招之表カト被<sub>レ</sub>存申候」とある。尾佐竹猛氏は、幕府の自滅を招くあらわれであるとして「極言」している、とされる（『明治維新』下巻ノ二）。注意すべきは、幕府の自滅をまねくものとする龍馬暗殺に関する大久保の解釈であろう。薩摩藩側からは、この時期、土佐藩を含めて龍馬自身を幕府側の人とみていたのである。自滅というのであるから、暗殺者を幕府側のものとして解していたのである。

岩倉の考え方は、「全国合同策」あるいは、「天下一新策密奏書」という政策立案書にもあらわれているように、要するに過去の犯罪というものは上天子より下庶民に至るまで一切問わない。上天子にも道義的責任があり、それを理由として、「今日迄ノ罰罪大小ナク一切不問大小公平論事」、すなわち今日までの犯罪を問わない。つまり一切の武闘を克服し、「公平論」にもとづいて、統一国家を形成するというのである。岩倉は武闘によって後年のいわゆる藩閥の生じる必然性を洞察していたのである。（明治八年の岩倉の「聖徳ニ関スル上書」には「其英雄豪傑ト申候ハ大抵盜賊ノ巨魁ニ御座候」とある）。かくして、岩倉は、理論をもって争い、すぐれた理論を提起することによって能う限り武闘をのりこえて、統一国家を形成しようという考え方をもっていたのである。

坂本龍馬も武闘を回避する、武闘を克服して近代国家を形成する道が最良である——言論を尽くしての国家形成の方法が最良であると考えていた点では、岩倉と全く同様である。もっとも、坂本の見解は、天子の道義的責任を中心とする言論重視という方法よりも、むしろ民衆に内在する根元的世論の抬頭こそが言論の本質をなすものであり、それを通じて統一国家の形成ということを考えていたのであるが、要するに能う限り武闘を回避し乗りこえて近代国家を形成するという構想においては岩倉と深く一致する点があった。そのことこそ、岩倉が坂本の暗殺を「予ノ一臂ヲ奪フ」ものとして痛恨した理由なのである。

暗殺の直前の十月十日には、龍馬は、幕閣の永井尚志に会っている。薩摩藩の討幕という路線からすれば、武闘を回避するという立場をとる龍馬の主張は、（龍馬自身將軍慶喜の欺瞞的政権返上に眩惑されているが）後藤象二郎が薩土盟約において提起したところの・あくまでも公武合体路線に固執し幕府の延命をはかるといふ土佐藩の立場に統合されるものともみられていたのである。（ただし、幕府—慶喜自身は、このような土佐藩の動きを利用してはいる

が、幕府の政治路線への介入を迷惑と感じ、お節介と感じていたようである。）この点に、薩摩藩から後藤と同様龍馬もまた幕府側とみなされる理由があったと考えられるのである。

中岡慎太郎の立場は、武闘による討幕論でそれは「時勢論」に「竊に古今宇内の盛衰得失を察するに、一治一乱は、勢の止むを得ざるもの也、一張一弛は、治国の要務也、非常の難を積くものは、常道を以て見るべからず、抑も和漢古今、及西洋各国、其国政の張るや、必ず大英断を施し、大危難を経、一朝其旧弊を除き、始て其国政教一新見るべく、国体於是や立つ、未だ周施と議論とに終始して、国を興し難を積くものを聞かざる也」とあることに明白にあらわれている。この日の暗殺は、龍馬を目的とするものであったことは、今井信郎の供述にもあらわれている。

長州藩の木戸孝允は、龍馬の墓碑名を書いている。これらの事実よりして、龍馬の死に最も冷淡であったのは幕府と土佐藩であったといわざるをえない。

とくに土佐藩は何故このように冷淡であったのかという事実には、重要な問題が内在していると考えられる。龍馬の「船中八策」は、言論主義ではあるが、幕府の延命をはかるものではない。武闘回避を幕府延命の時間かせぎとみならず「薩土盟約」にあらわれた後藤の立場、土佐藩の立場（便宜的言論主義）と著しく異なるものがある。土佐藩の冷淡な立場には、後述するようにこのような問題が内在していると考えられるのである。後藤象二郎が暗殺と無関係の人柄であることを（私の見解が土佐藩全体の立場を問題とし、後藤を暗殺の指導者とするが如き短絡的見解をとっていないにもかかわらず）示唆して私の見解を誹謗する説が存するが、それは不当である。

しかし後年（明治二十四年）、大津事件の際にロシアの皇太子ニコラスに傷を負わせた巡查津田三蔵に対して、裁判にかけるというような面倒なことをせず、三蔵を暗殺したらよいといった人物が農商務省大臣陸奥宗光と通信大臣

後藤象二郎であるということは、立証されている。伊藤博文は、かかる暗殺論を断乎としてしりぞけたのである。田畑忍氏の著作『児島惟謙』に「余曰く、是れ決して為すべき事に非ず、苟も国家主権の存する、豈かくの如き無法の処置を許さんや、人に語るも愧づべし」ということが『伊藤日記』より引用されている。

## 二、十月十四日の大政奉還直前の龍馬と後藤との対立

十月三日山内容堂は、大政奉還の建白書を幕府に提出している。実は幕府から強要されて提出しているのである。あるいは幕府から督促されて提出しているのである。この点について尾佐竹猛氏は、やや不可解とする気持をいだいておられるようであるが、幕府としては、自ら率先して政権返上の建白を提起するというよりも親藩からの建白を待って、あるいは諸藩の合同の意志表示を代弁するという方法で、いわば責任を分散する方式で、幕府自身の政権返上の建白を提起したと解すればよい。

幕府自身の政権返上には、様々の策略が潜在していたことは後に証明するが如くであり、そのような意味においても自ら率先して政権返上ということなすよりも、諸藩からのすすめをうけそれを代弁するという方式でなすという行動の方が、軽率の印象を与えることがないという体面上の配慮をなしたのである。後に論ずるが如く、この時の政権返上は、将軍職を保持したままの政権返上である。すなわち、軍の統帥権と外交権を幕府が保持したままの政権返上であるということを考えておかなければならない。ある意味では、薩長と対決するための時間かせぎを目的とする返上というように論断できる。

龍馬は、土佐藩が幕府のかかる利己的にして因循な意図にまきこまれることを憂慮するようになっていたのである。

政権返上の当日においても、龍馬と後藤との間に、手紙がとりかわされている。一通では、龍馬は後藤に対して「一切政刑を挙て朝廷ニ帰還し云々」と一切の政治権力刑罰権を挙て朝廷に返還するということについて明確な詰めをなすべきであるということをおべており、さらにまた今一通の後藤に対する手紙には、「江戸の銀座を京師ニうつし候事」が肝要である、とある。すなわち幕府の財政権というものの剝奪を考えている。しかるに後藤象二郎の立場は、漠然たる政権返上論こそ望ましいものであるとする。ここに至って龍馬との政権返上に関する見解の対立は、決定的となる。

龍馬は、政権返上が欺瞞的返上であり、真実の返上でないならば、「先生(後藤)一身失策の為に天下の機会を失せば、其罪天下ニ容るべからず。果して然らば小弟亦薩長二藩の督責を免れず。豈徒ニ天地の間に立つべけんや。」という悲愴感あふるる手紙を書いている。しかし、それに対する後藤の返書は、「飄然として下城致哉も不被計候得共云々」とあるように曖昧なものである。後藤にとって、そして土佐藩にとって、龍馬の存在が次第にわずらわしいものとなっていたことを証明する。龍馬は孤立的情况に陥りつつあったのである。

後藤が龍馬に託されたようなことを將軍に対して何もいわなかったことは、『昔夢会筆記』に、慶喜自身の証言がある。「後藤は何も申しませんか。」という質問に対し、公(慶喜)、「何も言わない。ただ未曾有の御英断で有難い、同様のことを何か言ってお辞儀をしただけだ。」とあるによって明白である。この時に將軍自身が政権返上の意志表示をした以上直ちに実行すべきであるとして、事柄を曖昧にすることを痛烈に批判したのは薩摩藩である。この点に、土佐藩と薩摩藩との政権返上に関する重大な見解の相違があらわれはじめているといわねばならない。

ところがなにもいわなかった後藤は、下城してからすぐに龍馬に欺瞞的な手紙を与えている。その手紙の中には、「大樹公政権を朝廷ニ帰ス之号令を示セリ。此事を明日奏聞、明後日参内勅許を得て、直様政事堂を仮に設け、上院



下院を創業スル事ニ運べり。」とあるけれども、すでに慶喜の証言があるように、後藤はなにもいわなかったのである。かくして直ちに上院下院を創業するというような後藤の発言は虚言にすぎない。後藤は、龍馬の追及をかわすためにこのような虚言を吐いたのである。

ここには、後藤と龍馬との決定的な対立ということがあらわれているとして差支えないであろう。

### 三、「船中八策」と「薩土盟約」との根本的相違

慶応三年一月十二日、土佐藩参政後藤象二郎は龍馬と会っている。この時に後藤象二郎という人物に深い感銘を受けたということを龍馬は、手紙にしている。この点について龍馬をきびしく非難する説がある。会津藩の研究で有名な作家早乙女氏の説であって、要するに海援隊を維持する資金の問題があり、そのために後藤との結託にふみきったという事実を示唆するものである、とされる。龍馬の人物は、この時点では、現実的になっており矮小化しているという如ききびしい論難をなされている。しかしこの点については、いまだし龍馬の人の愚直さを考慮する必要があるであろう。

周知のごとく、「船中八策」は、慶応三年六月九日土佐藩船夕顔で長崎出航、十二日に兵庫に入港するまでに、龍馬の発案により、長岡がこれを筆記してなったもので、後藤はこれに深く感銘するところがあったといわれている。ところが、『高知県史』の「近世編」に引用せる後藤の手記『石室秘稿』によれば、「船中八策」というものは、後藤自身が「福沢諭吉著西洋事情・清訳聯邦政略・英国議院論等ノ書物ヲ読ミテ粗ボ西洋ノ事情ヲ察シ、又天下ノ大勢ヲ考案スルニ至リテ始メテ徳川ノ政權ヲ取りテ更ニ政府ヲ説クルノ可ナルニ若カスト思ヘリ。而シテ官吏ノ如キモ徳

川譜代ノ家臣ニ限り採用スルコトナク広ク全国ノ人物ヲ挙用スルニ若カス。又徳川ニ代リ將軍家ヲ立ルモ到底為ベカラス。又公武合体ノ説モ結局纏ノ付クベキ筈ナシ。最早徳川ノ政權去リテ更ニ一新セサレハ国家ノ治平望ムベカラストハ決心セリ。」として、後藤象二郎自身の発案になるもの、としている。『高知県史』には、「後藤の以上の追憶には重大な脱漏がある。実は彼は長崎滞在中に亀山社中と称し貿易と尊攘に志士を糾合していた坂本龍馬と会谈し、以上の決意を固めたといわれるからである。」ともあるが、むしろ問題は、何故、龍馬の発案という重大な一点を脱漏させているのかという点にある。政權返上をめぐる既述したような両者の対立よりして、「船中八策」は、「薩土盟約」、山内容堂の大政奉還建白書をつくるための手段として利用したものにすぎないという後藤の心情が、このような「重大な脱漏」の原因をなしたものとして把握すべきである。

「船中八策」は、周知の如く「一、天下ノ政權ヲ朝廷ニ奉還センメ、政令宜シク朝廷ヨリ出ヅベキ事。一、上下議政局ヲ設ケ、議員ヲ置キテ万機ヲ參贊センメ、万機宜シク公議ニ決スベキ事。一、有材ノ公卿諸侯及ビ天下ノ人材ヲ顧問ニ備ヘ官爵ヲ賜ヒ、宜シク従来有名無実ノ官ヲ除クベキ事云々」とある。この第五条に、「一、古来ノ律令ヲ折衷シ、新ニ無窮ノ大典ヲ撰定スベキ事。」、すなわち永遠の正しい法、正しい法を志向する法典を編纂するということがある点には注目するを要する。

朝廷の政權は、天下の政權を統合することにあるとしているが、しかし朝廷の政權は政令が朝廷から公布、施行されるべきことに主として限定されている。むしろ立法權、「万機宜シク公議ニ決ス」という強大な立法權は、上下議政局に属するという点では、統一的な国家主權あるいは、天皇主權という体制でありながらも立法府の権力というのが著しく強大であり、それとの必然的關係において上下議政局の公議は、永遠の正しい法を志向する法典編纂をな

すという任務をもつこととなつたのである。言論を尽すこと、公議を尽すことを基本とする近代国家の構想である。

ただし問題は、一つあるのであり、それは政権返上と議會制とはなぜ関連せしめられているかという点である。すなわち、政権返上は、政権返上後の国家体制のあり方、とくに議會制のあり方との関連でのべられているというようにも考えられる。たとえば尾佐竹猛氏は、議會制をとるならば政権返上をするという取引きの関係が政権返上についてあつたのではないかということをはげられている（『維新前後の立憲思想』）。しかし、政権返上そのことは、国家の公的権力、あるいは、主権の確立ということとむしろ理論的には必然的關係を有するものとして論じられるべきであつて、議會制との關係は、政権返上そのことと、必ずしも理論的關係を有するものとは考えられない。むしろ時間的な経過、政権返上後の新たな構想という意味の時間的関連をもつにすぎない。政権返上そのことは、国家的公権、すなわち主権の掌握者はだれかという主権論と理論的には必然的關係を有するものとして考えるべきである。そのことは後に論じる。

六月二十二日、土佐藩は薩摩藩の了解を得るべく「薩土盟約」を締結している。この時に、土佐藩後藤象二郎寺村左膳福岡藤次真辺栄三郎坂本龍馬中岡慎太郎等が薩摩藩小松帯刀西郷吉之助大久保一蔵等と会い、締結したといわれている。

従来は「薩土盟約」について、「船中八策」の發展したものが「薩土盟約」であるといわれている。しかし、「薩土盟約」の第一条には、「一天下之大政ヲ議定スル全權ハ朝廷ニ在リ、我皇国之制度法則一切之万機京師之議事堂ヨリ出ヲ要ス。」とあつて、立法権を託された京師之議事堂に対して、天下の大政を議定する全權を有する朝廷がこれを統括する。それ故、政令を朝廷より統一的に施行する、むしろ上下議政局の立法権に対抗して行政権を中心とし

て朝廷の権力を考察した「船中八策」に対し、主権統括の権限を朝廷に与え、それに分属するものとして立法権を有する議事堂を限定しているというのが、「薩土盟約」の構想である。「薩土盟約」の構想は、天皇主権、天皇大権の統括下に立法権を分属せしめるものであり、したがって、永遠の正法を志向する法典を編纂するというごとき任務は、議事堂に託されていない。

「船中八策」の「万機宜シク公議ニ決ス」というその「公議」という概念が「薩土盟約」に欠落しているという点にも、注目すべきであろう。立法権は、「薩土盟約」において「船中八策」におけるよりも、はるかに弱体化されているのである。「船中八策」において立法権は、強固であり、朝廷の権力の中心は行政権にありそれに限定されている。ここに両者の重大な相違がある。しかも、他方に、「薩土盟約」の付則として徳川家が一大名となるということとを規定している。すなわち「薩土盟約」は、一方においては天皇主権を主張し、他方においては徳川家を一大名として存続せしめるという矛盾を含んでいる。徳川家は、たとえ一大名となっても、大名中もつとも有力な大名として存続しうるということが、可能である。このような意味では、「薩土盟約」は、公武合体路線の延長上にあり、幕府の延命をはかっているという側面をも包括している。すなわち、「薩土盟約」は、このように矛盾にみちた盟約にすぎない。薩摩藩がこの盟約を本気で考えていたかどうかということについては、はなはだ疑問がある。しばらく土佐藩のたちまわりを傍観しようという程度にしか配慮していなかったふしがある。土佐藩の態度は、この意味において日和見主義であり、根本的矛盾を含みながらもなおかつ幕府の延命をはかっているという点で、「薩土盟約」にあるということが、容堂に認められ、公武合体の新たな形式（その実質は極めて欺瞞的なものである）としてその復活を意味するものとして、容堂はこの盟約を深く肯定するところがあつたと考えられ、ここに、後藤象二郎が土佐藩の代表的立

場に立ち、前例なき奉行職加役といった抜擢をうける理由があったのである。

龍馬は「船中八策」に明白にあらわれているように、あくまでも議會中心主義の構想の貫徹を考えていた。ただし、議會中心主義というものと政權返上というものがどのような関係にあるかということについては、十分に理解をしていなかったという点が、うかがわれる。しかしながら、とにかく民衆の根底からの世論の噴出によって、幕府をして政權を返上せしめるということについて彼の立場は一貫しており、すなわち議會主義——言論主義の立場を貫徹するという構想であり、その言論主義の結晶たる永遠の正法に対しては、至尊もこれを遵守しなければならない（「藩論」）としたのである。

政權返上そのことのもつ意味（とくに幕府の細工）というものを深く考えていなかったという点には、現状の政治認識のあまざがあるが、他方において議會主義——言論主義、その結晶たる法治主義を貫徹するという点に、龍馬の理想主義の特質があらわれている。

このことは、佐々木高行の日記「保右飛呂比」の中に次のような言葉があることによつて、理解される。「種々談話ノ末才谷曰ク、此度ノ事若シ不<sub>レ</sub>成バ、耶穌教ヲ以テ人心ヲ煽動シ、幕府ヲ倒サン。」（八月三〇日付）とある。「耶穌教ヲ以テ人心ヲ煽動」するという「煽動」という概念には問題があるが、当時の耶穌教徒というのは、転びキリシタンであり、非人である。賤民である。民衆の根底からの、すなわち賤民中からも噴出する世論を基本として國家の変革を考えていたのである。これに対して、佐々木高行は、神道の立場に立つて、人民を教化すべきであるというように話した、といっている。

神道と耶穌教。このちがいはきわめて重要である。耶穌教徒、すなわち幕藩体制における賤民層の世論を喚起する

ということとは、異端的な思想の持主の世論もすべてこれを噴出せしめて、世論の指導者に新たな国家形成の使命を信託することであつて、これがもし佐々木高行のごとき神道主義であるならば、天皇制、身分秩序に序列づけられた人民の分際に限定された世論の喚起にすぎない。それは本来議會制という思想に適合しないものである。

このように考えるならば、龍馬の立場は一貫しておりあくまでも言論貫徹の筋を通して武闘による犠牲を最小限度にくだとめ、新なる国家の形成と幕藩体制の変革をなそうとする構想であり、武闘による犠牲を最少限度にとどめ藩閥の抬頭を回避するという点では、岩倉の構想と深く合致するところがあつたのである。

これに反し、土佐藩の政權返上の建白書は「薩土盟約」の系譜にある。『昔夢会筆記』にはこの点に関し幕府の考え方とはちがう。それはあくまで土佐藩独自の考え方にすぎないという論断を、慶喜は下しているが、実は幕府からの督促という問題があることを、慶喜は、隠蔽しているのである。しかし、山内容堂は、最後まで公武合体路線（実質的には日和見主義に転化する可能性がある）を固執したのであり、十二月九日王政復古の大号令が発布されたにもかかわらず、『土佐藩政録』の記するところによれば、「只今ノ形ニテハ未タ御政体維新ノ鴻基夫々御順序相立不申、殊ニ闕下ニ相会諸侯僅ニ五六名而已ニテ、御告文列侯会盟ノ主ノ御本意未タ全ク被レ行不申、且外国応接ハ是迄幕府へ御委任ニ付其取扱ノ次第モ可レ有レ之。然ニ只今此儘ニテ俄ニ御布告ニ相成候テハ、御文体ト此事実ト致ニ齟齬（そご）却テ外国ニ於テモ疑惑ヲ生シ可レ申、依テ申迄モ無レ之候得共徳川内府モ向後ハ列侯ノ地位ニ被レ閣候上ハ帰京有レ之、廷議ニ相参シ召ノ諸侯モ未レ致ニ到着者迅速致ニ上京候様被レ命、内府ハ勿論天下諸侯ノ衆議朝廷ニテ御参考、御国体至当ノ公議ニ御審決後日毫髪ノ遺憾無レ之様被レ遊、其上ニテ早々御布告ニ相成候ハ、誠以テ列侯会盟ノ主ノ御事実被レ相行ニ皇威外国ニ致ニ光輝ニ可レ申ト奉レ存候。先其迄ハ幕府ヲ朝廷ニ奉レ還候一々徳川内ヨリ一応外国へ演舌置候様被レ命可レ

然儀ト考慮仕候。」とあり、列侯会盟の実が行われるまでは、幕府が外交権をもつべきである、としているのである。

この土佐藩の日和見主義の路線というものが、究極的には、龍馬の暗殺の根本的な原因である（土佐藩の日和見主義が薩長同盟に指導的役割を果たした龍馬を決定的に孤立せしめるという意味において）というように考えられるのである。

#### 四、伝統的政権委任と命令的政権委任

先ほどのべたように、政権返上、大政奉還というそのことをどう考えるか。これは、国家の公権力というものを確立する。私的な幕藩体制の権力体制を廃絶して、公的な国家、合理的な国家を形成する。その意味の天皇主権の体制を確立するということと理論上は必然的な関係にあるとみるべきであり、議會制の問題は、その後の近代国家が官僚主義を基本とするか議會主義を基本とするかという問題として考えるべきであって、政権返上ということは理論的には、国家的公権、国家主権がだれに帰属するかという問題と、必然的な関係にあるものとして把握すべきである。

伝統的委任というものは、私的な家政を中心として国政を考える幕藩体制を基本として考えられたものであって、いったん政権を天皇に返上しても、それが私的委任であった経過よりすれば再委任を期待するということは、理論上十分に可能である。

家茂や慶喜は、しばしば政権委任の確認を朝廷に要請している。それに対して、公的委任、命令的委任の立場に立つならば、政権返上——大政奉還とは当然に私的委任を廃絶し、あるいは一般的委任そのものを廃止し、幕府政権を

剝奪することを意味する。この意味において、大政奉還は、国家公権、主権を確立することにほかならない。

伝統的委任を命令的委任へと解釈がえすること（それは当然に天皇主権の体制の確立と必然的關係にある）にもっともはやく気づいていた人は、岩倉具視であつて、幕府が政権返上した際にただちに將軍職の辞任を督促すべきであると建白しているのは、大政奉還が政権の一般的委任の廃止を意味し、したがつて幕府より政権を剝奪した天皇主権の体制を確立することを意味すると考察したからである。

岩倉の右の見解は、すではやく万延元年六月の和宮降嫁に関する上申書にもあらわれており、大政御委任の名義はなおまだ関東に存在しながらその実権は朝廷に回収する方法として和宮を降嫁すべきであるとしたのである。政権返上の形式と実質ということをすでに考えており、この実質的な政権返上が、命令的委任——公的国家権力確立の理論的系譜を示すもの、と考えられる。しかしてまた、薩摩藩の大久保利通もこのことを考えていたのであつて、慶応元年九月二十三日の西郷吉之助への手紙によれば、現在の朝廷においては非議勅命が横行している。すなわち、天皇自身が知らないような不正不当の勅命は、勅命たる意味を喪失しているとする。真実の勅命を非議勅命より峻別する。真実の勅命というものは、天下万人の納得しうるものでなければならず、天下万人の納得しうる体制というのは私的な国家ではなくして公的な国家であり、国家公権の確立が急務である、ということになる。この方面から、すなわち非議勅命の乱発を肅清するという方面から伝統的委任の見解に対する糺弾をなしていたのである。（龍馬の議會論は、このような国家公権の確立に対応するような意味の議會論ではなかつたのである。）

それに対して、慶喜の態度は、要するに、再委任を期待した政権返上にすぎない。彼が將軍職を保持したまま、すなわち、軍の統帥権と外交権を保持したまま政権を返上したのはなによりも明白にこのことを証明する。政権返上後、



十月二四日將軍職の辞表を一応提出しているが、二五日には朝鮮に使節を派遣するという奏請をしている。しかしして二六日に將軍職の辞表の却下を朝廷より受けている。

この事実はなにを意味するであろうか。

二五日の朝鮮に使節を派遣することについての上申書というのは、朝鮮において外国人宣教師を殺害するという事件がおこっており、これについて幕府が使節を派遣しようという行動をなそうとしたのである。慶喜はこの点について覚えがないとのべている。なにしろ政權返上の一条で大混乱であったからよく覚えがないといっているが、慶喜自身が署名した朝鮮遣使奏請の文書が存在している。なぜ大混乱の最中に、朝鮮に使節を派遣するがとき奏請をなしたかということが、問題となるであろう。またこれに対して『昔夢会筆記』の座談に参加した元幕閣の人々は、実はこれは遠大な外交政策であったとする。すなわち、外庄に悩んでいる朝鮮に使節を派遣して恩をおしうりし、さらに、そのおしうりを中国にまで及すというのであって、勝手な侵略的構想を、遠大な計画であるとしているのである。

しかも注意すべきは、朝鮮に派遣する軍として、「内がやかましいものですから、長州はじめを先方へ向けて、」(『昔夢会筆記』)とあるように内でうるさい長州藩を侵略の手先として使うことを示唆しているのであって、国制変革の意志が抬頭する際に、それに対する弾圧の手段として、侵略的状况をつくることは、頽廢的権力の行動の原則を示すものである。しかし、朝鮮使節要請の行動は、外交問題処理能力に全く欠けるところのある朝廷にこの難問をぶつけることによって、いったん朝廷に提出した將軍職の辞意を却下させるという矮小な試みにつきるものであったのである。

すなわち、將軍職を保持したままの政權返上に対する不評をさけるため形式的に將軍職を辞退するとしながら、実

質的にはそれを保持しうる方法として考えた矮小にして陰湿な方策にはかならないのである。

幕府の考え方は、当時の慶喜の理論的ブレンであった西周の「議題草案」によくあらわれている。

「議題草案」は、要するに三権の分立を皇室の権力と幕府の権力と諸大名の権力という当時の政治的情勢の体制に即応して解釈し、幕府が行政権を掌握する。幕府が政府として行政権を掌握するというのであるから、幕府の体制を合理的官僚制の構想のもとに肅清するという改革の構想は全く含まれていない。幕府はそのまま行政府となるということである。ここにおいても幕藩体制の連続的路線において統一国家を考えるという幕藩体制中心の擬制的近代的国家構想の特色があらわれている。

朝廷にはわずかに法令を裁可する権利、その他神仏両道の長たる権等を与えるにすぎない。法令を裁可するといっても、朝廷から裁可を拒否すること、異議を申し立てることはできないとしている。しかも、政府の長たる大君——将軍は、同時に上院の議長もかねるということであるから、行政権の掌握者である大君は、立法権をも掌握するということになっている。さらには一国の君主の称号はいたずらに誇大である必要はない。

「天皇」という名義に限定する必要はない。「大君」という名義も十分に君主の名義たりうるとして、天皇と大君と並立して二君主による国家の共同統治を構想しているのである。議會制に関しては民衆を全く排除している。彼の言葉によれば、文盲の民衆には大政を議する資格はないというのであって、上院は万石以上の大名、下院は各藩士一名づつの選抜をもって編成するということであり、きわめて伝統主義的な解釈であることはいうまでもない。このような現状維持ないしは伝統的な解釈、あるいは討幕のムードをかわす一時的な手段として議會制が考察されたということは、近代日本の議會制の歴史に重大な禍根をのこすことになったのである。

## 五、五十両のアイデア料

慶応三年九月二四日、龍馬が最後に土佐へ帰った時、容堂は龍馬の労をねぎらい、(すなわち「船中八策」から「薩土盟約」のすりかえの可能な政策発案の労をねぎらい)、五十両を与えたということが『真覚寺日記』に登載されている。

この点について、容堂自身が龍馬の労を大いにねぎらいその功を表彰したのであるという説がある。しかしながら「船中八策」は公武合体路線の延命としてすりかえられ利用されているのにすぎなかったのである。真の意味での政策の発案者であるとするならば、五十両のアイデア料ではなくして龍馬に対する藩として処遇(藩の新たな任務を委託する)が、真剣に考えられてもよかったのではないか。重大な政策の発案者と考えられていないからこそ、あるいは身分制が政策の発案という問題についても絶対的に優先すると考えるからこそ、五十両という金をもつて労に報いるという卑俗な発想がでてくるのである。もはやこの時点において、土佐藩にとって、龍馬の存在は、すでにその必要がなく使い捨てるべきものであったのである。

土佐藩が、龍馬の暗殺に関して、きわめて冷淡であったといわれる理由も、このへんに真の理由がある、と思われる。龍馬がアイデア料五十両これを姉乙女に全部やってしまったというのも藩の卑俗な発想に対する当然の報復措置である。

龍馬はこの後、福井藩の由利公正に会い財政問題を論じるというがごとく死の直前にいたるまで多忙の日々を送っている。これは彼の得意とする財政論の分野から政権の剝奪ということを武闘回避の筋を通しながら考察しようとし

たと思われ、「由利公正談話明治三十年」、によれば、慶応三年十月の末日、暗殺の直前に、「彼云、『先づこゝ迄は遣つたが是から後は如何する乎』と私に突付て云ふ。私は『君等はどうする』と云と『是迄は遣つたが是から先きは仕方がない』と云ふことであつた、私は『戦争の用意をした乎』と云ふと彼戦争はせぬ積りだと云ふ」といつたという。龍馬の態度が沈鬱であつたということが、十分に推測される発言である。

慶応三年十一月十日、弟子の林謙三あての龍馬の手紙は、おそらくこれは龍馬の弟子たちに対する遺書としてみてよいのである。これにも彼らしいユーモラスな文章が見られるが、しかしながら、「それとも幕へでも、薩へでも、唯君をよろこび、君又天下に海軍を以てちからをのべたまふ所へ御出も、又御同意ニ候、」としるし、後進がいずれの方面に向うのも全く自由であるという愛情あふれる、龍馬らしい遺書となっている。

この文も全体としては沈鬱の色を濃くしているけれども、後進がいずれの方面で行動しようともそれは全く自由であるという一片の私心なき解放的態度を明示しているのであつて、後年の西郷隆盛が西南戦争において多くの青年を道づれにしたことと頗る異なるものがある、と思われるのである。